改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況

四・五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十三　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

（削る）

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

３　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号（第一号に掲げる場合にあつては、同項第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二　（略）

４　前項の場合において、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一　（略）

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

５　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

四　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

３・４　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

（新設）

五～十一　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料

二～八　（略）

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　（略）

３　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二　（略）

４　前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一　（略）

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料

５　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　（略）

２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

３・４　（略）